

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

賢明女子学院高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。選考委員会は校長、教頭、当該学年主任・当該クラス担任をもって構成される。

選考の対象者は在校生と卒業生（本校卒業後2年以内の者）とする。選考基準は在校生と卒業生で差は設けない。

1. 人物について

以下のすべてに該当すること

- ①進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ②校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている
- ③学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

2. 学力及び資質について

以下のいずれかに該当すること

- ①学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者（推薦時までの評定平均値が3.5以上であること）
- ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者
- ③社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後に学習に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

3. 家計について

生活を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ①市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ②生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③施設等に入所していること（生徒等が18歳時点で入所等していた（またはしていることが見込まれる）こと）

日本学生支援機構 平成 30 年度(平成 31 年度進学予定者)奨学金案内(国内予約募集)

日程	募集対象		事務室への 書類提出 締切日	決定時期	
	給付奨学金*	貸与奨学金			
		第一種			第二種
第 1 回	○	○	○	6 月 29 日(金)	10 月下旬
第 2 回		○	○	11 月 5 日(月)	2 月下旬

*給付奨学金には推薦基準がありますので確認の上、申し込みをしてください。

奨学金を申し込みできるのは高校 3 年生及び卒業生(本校卒業後 2 年以内)となります。
希望者は事務室まで書類を取りに来てください。

賢明女子学院高等学校 事務室